

# 第3期「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」 の骨子案について

令和6年8月27日

子ども部 保育課

## ● 全体スケジュールについて

項目	子・子会議 付議予定月	取り扱う主な内容
計画概要	6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども・子育てを取り巻く社会状況等について</li><li>・課題の総括と対応方針について</li></ul>
計画骨子	8月	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育・保育提供区域について</li><li>・各事業の量の見込みと確保方策について</li></ul>
計画素案	11月	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画の全体像について</li><li>・関連施策の展開, 計画の推進体制について</li></ul>
パブリックコメントの実施		
計画策定	2月	<ul style="list-style-type: none"><li>・パブリックコメントの結果について</li><li>・計画の最終案について</li></ul>

# 1 対象事業について

## (1) 法令により対象とされている事業

- ① 子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に定める「教育・保育施設への入所」
- ② 同第2号に定める「地域子ども・子育て支援事業」

## (2) その他の事業

市が任意に位置付ける事業

※ 法定の位置付けはないが、子育て支援の充実のため、需給管理を行うことが望ましいと考えられるもの

No	区分	事業名	事業概要	担当課	主な実施場所	備考
1	(1)-①	幼児期の学校教育・保育 (1号認定)	3～5歳の児童を対象に、幼稚園等で教育を提供するもの	保育課	幼稚園・ 認定こども園	
2	(1)-①	幼児期の学校教育・保育 (2号認定)	3～5歳の児童を対象に、保育所等で保育を提供するもの	保育課	保育所・ 認定こども園	
3	(1)-①	幼児期の学校教育・保育 (3号認定) 0歳	0歳の児童を対象に、保育所等で保育を提供するもの	保育課	保育所・ 認定こども園	
4	(1)-①	幼児期の学校教育・保育 (3号認定) 1歳	1歳の児童を対象に、保育所等で保育を提供するもの	保育課	保育所・ 認定こども園	第3期計画から 細分化（第2期計画では一括管理）
5	(1)-①	幼児期の学校教育・保育 (3号認定) 2歳	2歳の児童を対象に、保育所等で保育を提供するもの	保育課	保育所・ 認定こども園	

No	区分	事業名	事業概要	担当課	主な実施場所	備考
6	(1)-②	利用者支援事業	施設への入所や子育て支援事業の利用にあたり、専門職員が相談支援を行うもの	保育課	子育てサロン・こども家庭センター	
7	(1)-②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者の交流場所を提供し、子育てについての相談・情報提供等を行うもの	保育課	子育てサロン	
8	(1)-②	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持・増進を図るため、健康状態の把握や検査計測・保健指導を行うもの	子ども支援課	各医療機関	
9	(1)-②	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、情報提供や養育環境等の把握を行うもの	子ども支援課	—	
10	(1)-②	養育支援訪問事業	訪問支援が必要な家庭に対し、養育に関する指導・助言等を行うもの	子ども支援課 (支援室)	—	家事支援については子育て世帯訪問支援事業に移行
11	(1)-②	子育て支援短期入所事業 (ショートステイ)	家庭での養育が一時的に困難になった児童を、昼夜通して養育するもの	子ども支援課 (支援室)	乳児院・ 児童養護施設・ ファミリーホーム	
12	(1)-②	ファミリーサポート センター事業	子どもの預かりを希望する者と当該援助を希望する者との連絡・調整を行うもの	子ども政策課		

No	区分	事業名	事業概要	担当課	主な実施場所	備考
13	(1)-②	一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園の前後や長期休業期間中に、希望者を対象に保育を行うもの	保育課	幼稚園・ 認定こども園	
14	(1)-②	一時預かり事業 (一般型)	家庭において保育を行うことが一時的に困難になった児童を保育所等で預かるもの	保育課	保育所・ 認定こども園	
15	(1)-②	延長保育事業	保育所等に入所している児童を、通常の利用時間外において保育するもの	保育課	保育所・ 認定こども園	
16	(1)-②	病児保育事業	保育が必要な体調不良児を、病院や保育所の専用スペースで保育するもの	保育課	医療機関・ 保育所	
17	(1)-②	放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後、遊び場や生活の場を提供するもの	生涯 学習課	子どもの家	
18	(1)-②	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	低所得世帯の子どもが教育・保育の提供を受ける際に、教材費等の一部を補助するもの	保育課	—	
19	(1)-②	多様な主体の 参入促進事業	新規参入事業者に対する相談・助言等や、特別な支援が必要な子どもの受け入れ促進を図るもの	保育課	—	

No	区分	事業名	事業概要	担当課	主な実施場所	備考
20	(1)-②	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安を抱える子育て家庭等を訪問し、悩みの傾聴や家事・子育て等の支援を行うもの	子ども支援課 (支援室)	—	R6年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたもの
21	(1)-②	児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所を開設し、生活や学習の支援、食事の提供等を行うもの	子ども支援課 (支援室)	子どもの居場所 (月の家, アットホームきよはら)	R6年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたもの
22	(1)-②	親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方に悩みのある保護者とその児童に対し、関係形成の支援を行うもの	子ども支援課 (支援室)	—	R6年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたもの
23	(1)-②	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等を利用していない0歳6か月から満3歳までの児童を、月一定時間、保育所等で預かるもの	保育課	保育所 認定こども園	R7年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられる予定
24	(2)	休日保育	休日に家庭保育が困難な児童を保育所等で預かるもの	保育課	保育所 認定こども園	

point

- ➡ 3号認定については、1・2歳一括管理から、**1・2歳別管理に変更**
- ➡ 令和6年度から新たに子ども・子育て支援事業に位置付けられた「**子育て世帯訪問支援事業**」など**3事業が追加**
- ➡ 令和7年度から新たに子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8年度から給付制度となる「**乳児等通園支援事業(給付)(こども誰でも通園制度)**」が追加

## 2 計画の目標について

全ての子育て家庭が、利用したい時に利用したい子育てサービスを利用でき、安心して子どもを生子、育てられる環境を確保していく必要があることから、本計画の目標を次のとおり定めることとする。（第2期計画における目標と同様）

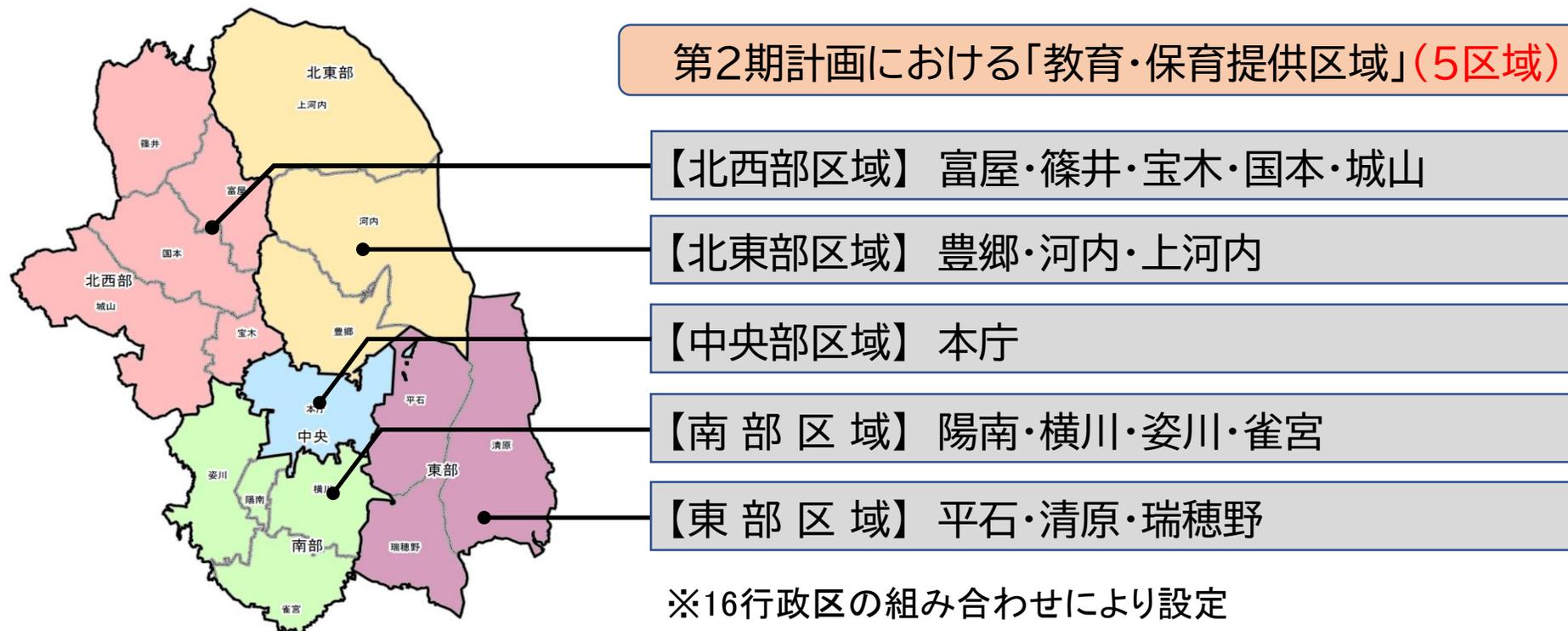
区 分	目 標
幼児期の学校教育・保育（保育所や幼稚園，認定こども園等への入所）	年間を通した待機児童ゼロの維持（継続）
地域子ども・子育て支援事業等（休日保育含む）	必要な家庭が利用したい時に利用できる体制の維持（継続）

→ 現状，この目標を達成できている（＝望ましい姿である）ことから，第3期計画期間中においても，この状態を維持していくことを目標とする。

### 3 各事業の提供区域について

#### (1) 区域設定の考え方について

- 各事業の需給管理を行うにあたっての区域設定については、国の指針により、**各事業の性質に応じて「事業」ごとに設定できる**こととされている。
- その中で、「幼児期の学校教育・保育」や、それと密接に関係する事業については、地理的条件、通園手段、現行の施設利用状況や教育・保育施設の分布状況などを勘案して定める**「教育・保育提供区域」に基づき需給管理を行う**こととなっている。



## (2) 教育・保育提供区域の検証について

- ・ 第2期計画において設定した**5区域**の設定については、現行においても、利用者の移動動態や地区ごとの相関性を捉えたものとなっていることから、**第3期計画においても、見直しは行わないこととする。**

### 第2期計画における「教育・保育提供区域」設定の考え方と検証結果

#### ① 人口・児童数把握の視点

居住者の日常生活に根差した区域設定であり、統計調査時の単位となるため区域内の人口数・児童数の把握が容易に行えることから、**行政区の組み合わせ**により区域を設定する。

→ 「**小学校区**」など他の選択肢と比較した際の優位性は、**現在も変化なし**

#### ② 保護者の移動・送迎の視点

ニーズ調査の結果、送迎手段の約9割が自動車によるものであること、送迎時間を「20分以内」とした場合、8割超が受忍できるとの回答であったことから、「**自動車で20分以内で移動できる範囲**」を目安に区域設定を行うものとする。

→ **直近のニーズ調査においても、送迎手段や送迎に受忍できる時間は大きな変化なし（別紙1参照）**  
（約9割が自動車による送迎であり、9割超が「20分以内」の送迎時間を受忍）

#### ③ 地区ごとの相関性の視点

施設利用者の移動動態（どの地区に住んでいる人が、どの地区の施設を利用しているか）を捉え、**相関性の高い地区同士の組み合わせ**により、区域設定を行うこととする。

→ **直近の移動応対においても、相関性の高い地区の傾向に大きな変化なし（別紙1参照）**

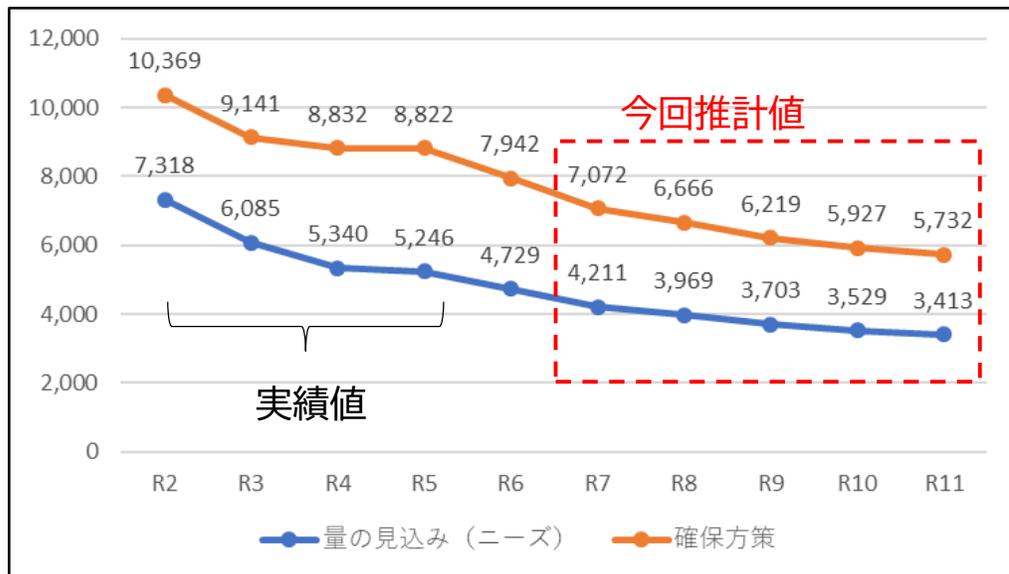
### (3) 第3期計画における各事業の区域設定について

- 各事業の性質によって設定されるものであることから、区域設定については**第2期計画と同様**とし、新たに追加された事業**(赤字)**については、性質を踏まえ、以下のとおりとする。

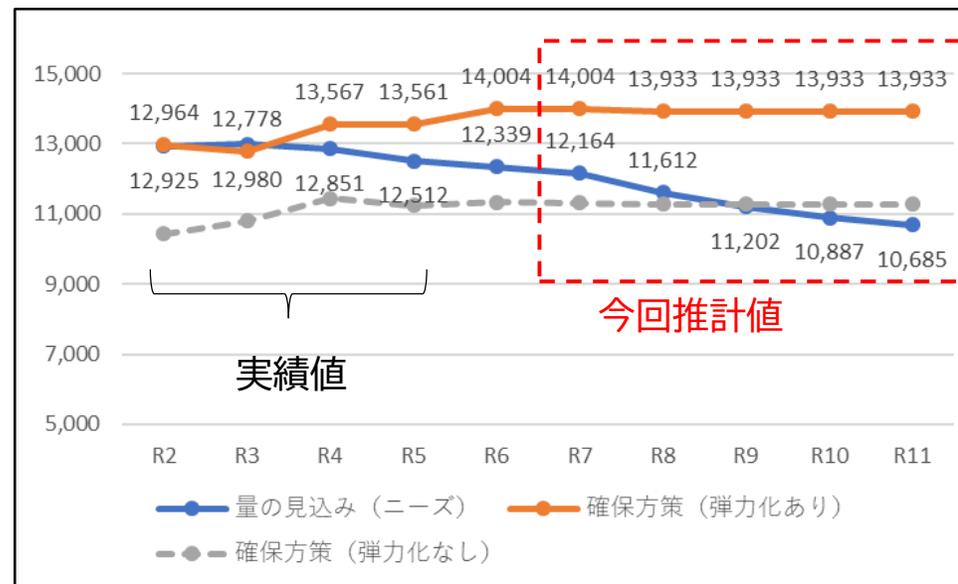
区 域	事 業
<p>◆ 教育・保育提供区域(5区域)と同様とするもの</p> <p>主に教育・保育施設で実施される事業であるものや、主に地域の子育て家庭を対象とした事業であり、身近な施設等により利用されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児期の教育・保育 (No1～No5)</li> <li>・ 利用者支援事業 (No6)</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業 (No7)</li> <li>・ 一時預かり事業 (幼稚園型・一般型) (No13～No14)</li> <li>・ 延長保育事業 (No15)</li> <li>・ <b>乳児等通園支援事業 (No23)</b></li> </ul>
<p>◆ 小学校区とするもの</p> <p>就学児を対象としたもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童健全育成事業 (No17)</li> </ul>
<p>◆ 全市1区域とするもの</p> <p>区域の別なく全市的に実施されるものや、突発的・非常態的なニーズに対応するセーフティネット的な特性を有するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊婦健康診査 (No8)      ・ 乳児家庭全戸訪問事業 (No9)</li> <li>・ 養育支援訪問事業 (No10)      ・ 子育て支援短期入所事業 (No11)</li> <li>・ ファミリーサポートセンター事業 (No12)</li> <li>・ 病児保育事業 (No16)</li> <li>・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (No18)</li> <li>・ <b>子育て世帯訪問支援事業 (No20)</b></li> <li>・ <b>児童育成支援拠点事業 (No21)</b></li> <li>・ <b>親子関係形成支援事業 (No22)</b>      ・ 休日保育 (No24)</li> </ul>

# 4 各事業の需給の見通しと取組の方向性について

(1) 3～5歳児の教育(幼稚園)の利用



(2)～(5) 0～5歳児の保育の利用



需給の見通し

- ・ **教育(幼稚園)の利用意向**については、児童人口の減少に伴い減少傾向が続き、**利用ニーズに対し、供給(定員枠)が大きく上回る見通し**
- ・ **保育の利用意向**については、利用意向率の上昇から、**令和7年度現行とほぼ同程度の12,000人余**となり、利用定員の弾力化を要するが、**計画期間後半はニーズが減少傾向**となり、利用ニーズが正規の利用定員枠に収まる見通し

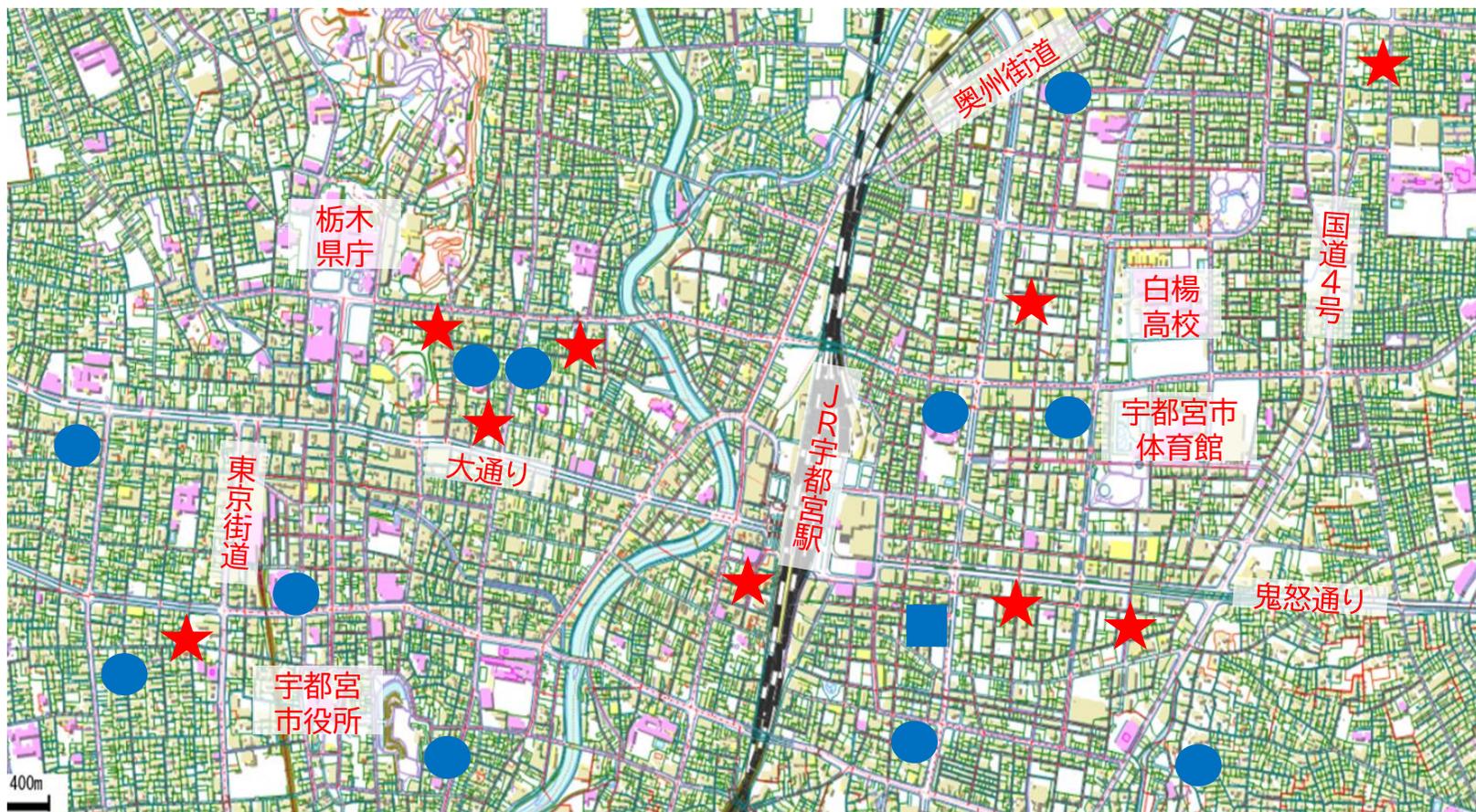
取組の方向性

- ・ **教育(幼稚園)**については、利用ニーズが減少していく見通しであることを踏まえ、事業者からの相談に応じ、利用定員の見直しを図ることなどにより、**事業規模の適正化**を図る。
- ・ **保育**については、**計画期間前半は「利用定員の弾力化」を活用**しながらニーズに対応し、**計画期間後半**においては、入所児童数が正規の定員枠に収まる見通しとなるが、令和8年度からの「**こども誰でも通園制度**」の本格実施などを見据え、現状では、**現行体制の維持**を基本としていく。

# 4 各事業の需給の見通しと取組の方向性について

## 【参考1】 駅周辺における局所的な保育ニーズについて

- ・ JR宇都宮駅周辺においては、大型マンションの建築状況などから、今後、**駅西地区で約350世帯、駅東で約410世帯の増加**が見込まれ、このうち「自動車を利用しない世帯の保育ニーズ」は**駅西地区で約30名、駅東地区で約35名程度が見込まれるが**、第3期計画期間中においては、既存施設における「**利用定員の弾力化**」と「**送迎保育**」を活用することにより、対応できる見通しとなっている。



-  … 令和6年1月以降に建築された(または竣工予定の)50戸以上のマンション (建築確認資料, 民間事業者HPより)
-  … 保育所, 認定こども園等
-  … 送迎保育ステーション

# 4 各事業の需給の見通しと取組の方向性について

No	事業名	担当課	供給体制の確保方針に係る考え方	第3期計画期間における量の見込みと確保方針						参考	算出方法
				区分	R7	R8	R9	R10	R11	R5実績	
6	利用者支援事業	保育課	◎ 「量の見込み」に対し適切な供給数となることから、現行体制を維持する。	量の見込み	12 箇所	ニーズ調査によらず算出(実施箇所数により算出)					
				確保方針	12 箇所						
7	地域子育て支援拠点事業	保育課(生涯学習課)	◎ 「量の見込み」に対し適切な供給数となることから、現行体制を維持する。	量の見込み	10,369 人/月	10,031 人/月	10,001 人/月	9,902 人/月	9,848 人/月	7,262 人/月	ニーズ調査により算出(各世帯類型毎の利用意向率×利用意向日数/月)
				確保方針(子どもの家AM含む)	18,191人/月(50,406人/月)	18,191人/月(50,406人/月)	18,191人/月(50,406人/月)	18,191人/月(50,406人/月)	18,191人/月(50,406人/月)	18,191人/月(36,709人/月)	子育てサロン(12施設)・子どもの家午前中(67施設)における受入可能数
8	妊婦健康診査	子ども支援課	◎ 「量の見込み」に対し適切な供給数となることから、現行体制を維持する。	量の見込み	3,215人 39,204回	3,169人 38,643回	3,135人 38,228回	3,120人 38,045回	3,114人 37,972回	3,335人 39,578回	ニーズ調査によらず算出(妊娠見込み件数×検査回数)
				確保方針	全国の医療機関	全国の医療機関	全国の医療機関	全国の医療機関	全国の医療機関	全国の医療機関	—
9	乳児家庭全戸訪問事業	子ども支援課	◎ 「量の見込み」に対し適切な供給数となることから、現行体制を維持する。	量の見込み	3,147 人	3,102 人	3,069 人	3,054 人	3,049 人	3,161 人	ニーズ調査によらず算出(出生見込み数と同数)
				確保方針	専門職26名	専門職26名	専門職26名	専門職26名	専門職26名	専門職26名	—
10	養育支援訪問事業	子ども支援課	◎ 「量の見込み」に対し適切な供給数となることから、現行体制を維持する。	量の見込み	244 人	212 人	ニーズ調査によらず算出(過去の最大値を踏まえ算出)				
				確保方針	相談支援員1名	相談支援員1名	相談支援員1名	相談支援員1名	相談支援員1名	相談支援員, 育児・家事支援員各1名	—

# 4 各事業の需給の見通しと取組の方向性について

No	事業名	担当課	供給体制の確保方針に係る考え方	第3期計画期間における量の見込みと確保方針					参考	算出方法	
				区分	R7	R8	R9	R10	R11		R5実績
11	子育て短期支援事業	子ども支援課	◎ 「量の見込み」を大きく上回る供給数(最大利用可能数)となるが、他市町と枠を共有していることや、施設の配置バランスを考慮し、現行体制を維持する。	量の見込み	628人/日	628人/日	628人/日	628人/日	628人/日	611人/日	ニーズ調査によらず算出(対象者世帯の増加率から算出)
				確保方針	2,920人/日						
12	ファミリーサポートセンター事業	子ども政策課	◎ 「量の見込み」に対し適切な供給数となることから、現行体制を維持する。	量の見込み	9,893人	9,628人	9,367人	8,920人	8,531人	11,286人	ニーズ調査によらず算出(利用意向率の推移を踏まえ算出)
				確保方針	10,031人	10,031人	10,031人	9,858人	9,685人	11,286人	11,286人
13	一時預かり事業(幼稚園型)	保育課	◎ 「量の見込み」を大きく上回る供給数(最大利用可能数)となるが、主に保育所等で実施される事業であり、実際の利用者数に応じた事業規模で実施されている事業であることから、現行体制を維持する。	量の見込み	255,001人	240,365人	224,265人	213,647人	206,676人	249,352人	ニーズ調査により算出(各世帯類型毎の利用意向率×利用意向日数)
				確保方針	430,000人						
14	一時預かり事業(一般型)	保育課(子ども政策課)	◎ 「量の見込み」を大きく上回る供給数(最大利用可能数)となるが、主に保育所等で実施される事業であり、実際の利用者数に応じた事業規模で実施されている事業であることから、現行体制を維持する。	量の見込み	34,387人	33,047人	31,178人	30,005人	29,058人	36,346人	ニーズ調査により算出(各世帯類型毎の利用意向率×利用意向日数)
				確保方針	73,723人	73,723人	73,723人	73,896人	74,069人	70,854人	70,854人
15	延長保育事業	保育課	◎ 「量の見込み」に対し適切な供給数となることから、現行体制を維持する。	量の見込み	4,939人	4,721人	4,627人	4,532人	4,482人	4,865人	ニーズ調査により算出(保育所を利用する児童数×利用意向率)
				確保方針	6,356人	6,322人	6,322人	6,322人	6,322人	6,428人	6,428人

# 4 各事業の需給の見通しと取組の方向性について

No	事業名	担当課	供給体制の確保方針に係る考え方	第3期計画期間における量の見込みと確保方針					参考	算出方法	
				区分	R7	R8	R9	R10	R11		R5実績
16	病児保育事業	保育課	◎ 「量の見込み」を大きく上回る供給数(最大利用可能数)となるが、他市町と枠を共有していることや、施設の配置バランスを考慮し、現行体制を維持する。	量の見込み	3,664 人	3,496 人	3,368 人	3,269 人	3,206 人	2,896 人	ニーズ調査により算出(各世帯類型毎の利用意向率×利用意向日数)
				確保方針	6,855 人	6,855 人	6,855 人	6,855 人	6,855 人	6,855 人	6,855 人
17	放課後児童健全育成事業	生涯学習課	◎ 指定管理の仕様の中で、「量の見込み」に対し適切な供給数としていく見込みであることから、現行体制を維持する。	量の見込み	9,219 人	9,246 人	9,249 人	9,181 人	9,062 人	8,143 人	ニーズ調査によらず算出(対象者世帯の増加率から算出)
				確保方針	10,760 人	10,680 人	10,880 人	10,920 人	10,960 人	9,172 人	子どもの家等(69施設)における受入可能数
18	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	◎ 必要な予算措置を講ずることにより、「量の見込み」に対応できる見通し。	量の見込み	7,780 人	7,391 人	6,962 人	6,682 人	6,495 人	5,009 人	ニーズ調査によらず算出(対象者全員に実施するもの)
				確保方針	7,780 人	7,391 人	6,962 人	6,682 人	6,495 人	7,804 人	-
19	多様な主体の参入促進事業	保育課	-	-	数値による需給管理の対象外					-	-
20	子育て世帯訪問支援事業	子ども支援課	○ 実施事業者を計画的に確保することにより、「量の見込み」に対応できる見通し	量の見込み	1,000 人/日	1,250 人/日	1,500 人/日	1,750 人/日	2,000 人/日	-	ニーズ調査によらず算出(ケースワークの実施状況を踏まえ算出)
				確保方針	2,500 人/日	3,000 人/日	3,500 人/日	4,000 人/日	4,500 人/日	-	実施事業所における受入可能数

# 4 各事業の需給の見通しと取組の方向性について

No	事業名	担当課	供給体制の確保方策に係る考え方	第3期計画期間における量の見込みと確保方策					参考	算出方法		
				区分	R7	R8	R9	R10	R11		R5実績	
21	児童育成支援拠点事業	子ども支援課	◎ 「量の見込み」に対し適切な供給数となることから、現行体制を維持する。	量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人	/	ニーズ調査によらず算出 (ケースワークの実施状況を踏まえ算出)	
				確保方策	36人	36人	36人	36人	36人		実施事業所(2施設)における受入可能数	
22	親子関係形成支援事業	子ども支援課	○ 実施にあたり、希望者全員が利用できる枠を確保することにより、「量の見込み」に対応できる見通し。	量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人	/	ニーズ調査によらず算出 (ケースワークの実施状況を踏まえ算出)	
				確保方策	10人	10人	10人	10人	10人		児童家庭センターの実施する事業の利用可能数	
23	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育課	○ 事業開始までに、必要な実施体制を確保することにより、「量の見込み」に対応できる見通し。	量の見込み	/	29,020h/月 (165名/日)	28,980h/月 (165名/日)	28,670h/月 (163名/日)	28,480h/月 (162名/日)	/	ニーズ調査によらず算出 (対象者全員に実施するもの)	
				確保方策	/	38,776h/月 (220名/日)	38,706h/月 (220名/日)	38,648h/月 (220名/日)	38,548h/月 (219名/日)		保育所等における受入可能数	
24	休日保育	保育課	◎ 「量の見込み」に対し適切な供給数となることから、現行体制を維持する。	量の見込み	22人/日	22人/日	22人/日	22人/日	22人/日	20人/日	/	ニーズ調査によらず算出 (過去の最大値を踏まえ算出)
				確保方策	33人/日	41人/日	41人/日	41人/日	41人/日	33人/日		保育所等(3施設)における受入可能数

## 4 各事業の需給の見通しと取組の方向性について

### 需給の見通し

- ・第2期計画から継続実施となる事業については、利用意向率の上昇（放課後児童健全育成事業（No.17）、新型コロナの5類移行に伴う利用者数の回復（地域子育て支援拠点事業（No.7）、病児保育事業（No.16））により、令和5年度実績に比べてニーズが増加するものがあるが、**いずれの事業についても、現行体制を維持することにより、ニーズに対応できる見通し**
- ・第3期計画から新たに追加となった事業（児童育成支援拠点事業等）については、「量の見込み」に対応できるよう、**実施体制を確保していく必要がある。**

### 取組の方向性

- ・第2期計画から継続実施となる事業については、「量の見込み」に対して十分な供給体制が確保されており、供給数（最大利用可能数）に大きな余裕がある事業（子育て短期支援事業（No.11）、一般型一時預かり保育事業（No.13・14））についても、実際の利用状況や施設配置等から、適切な事業規模・配置となっていることから、第3期計画期間中においては、**現行体制の維持を基本としていく。**
- ・第3期計画から新たに追加となった事業については、**計画的に実施体制の確保に取り組む。**

# 4 各事業の需給の見通しと取組の方向性について

## 【参考3】「こども誰でも通園制度」の本格実施までのスケジュールについて

STEP	STEP1(令和5年度) モデル事業の実施	STEP2(令和6年度) 試行的事業の実施	STEP3(令和7年度) 乳児等通園支援事業の実施	STEP4(令和8年度～) 制度の本格実施
対象児童	0～5歳の未就園児	0歳6か月～満3歳未満の未就園児		
利用可能時間	週1～2日	月10時間まで	月10時間以上(具体的な時間は未定)	
実施認可等	実施認可・実施施設への指導・監査, 基準条例制定は不要		実施認可・実施施設への指導・監査, 基準条例制定が必要	
実施の考え方	補助事業として, 自治体の任意により実施			給付制度として, 需給計画に基づき実施(経過措置あり)

### 【令和6年度の取組状況】 ※市内2施設で試行的事業を実施

#### ようとう保育園

施設類型: 保育所  
 所在地: 陽東3-15-27  
 事業開始: 令和5年9月～  
 定員: 3～6名(1日あたり)



#### みふみ認定こども園

施設類型: 幼保連携型認定こども園  
 所在地: 富士見ヶ丘4-25-13  
 事業開始: 令和6年7月～  
 定員: 5名(1日あたり)



### 【本格実施時のスキーム】

